

平成30年9月27日
健康増進課 感染症対策担当
担当者 福田、古賀
内線 1839、1836 直通 0952-25-7075
E-mail:kenkouzoushin@pref.saga.lg.jp

インフルエンザの感染予防に努めましょう

～ 10月1日から今シーズンのインフルエンザ予防接種が始まります～

インフルエンザは、例年11月頃から患者が増え始め、12～3月頃に流行します。インフルエンザを予防するためには、日頃から栄養と休養を十分に取り、体力をつけて、抵抗力を高めることが大切ですが、流行前に予防接種を受けることで、より高い予防効果が期待できます。

インフルエンザの予防接種は、感染後に発病する可能性を低減させ、インフルエンザにかかった場合の重症化防止にも有効とされており、その効果は、接種の2～3週間後から約5か月間続くと言われてしています。

特に、子どもや高齢者、心臓や肺に慢性の病気を持っているなど基礎疾患のある方は重症化しやすいので、医師に御相談の上、早めに接種を受けることを御検討ください。

なお、予防接種の費用について、65歳以上及び60～64歳の方で一定の障害のある方（以下「高齢者等」という。）に対しては、接種費用の一部が助成されます。

接種を希望する場合は、インフルエンザワクチンの供給状況等により、すぐに接種を受けることができない可能性がありますので、接種時期については医療機関とよく御相談ください。

インフルエンザの流行シーズンを迎える前に、感染予防に努めましょう。

記

1 インフルエンザワクチンの接種について

(1) 4つの型のウィルスが一つのワクチンに含まれています。

今シーズンのワクチンは、A型2株とB型2株の4つのワクチン株が混合されています。

(2) 接種できる医療機関は、内科、小児科、呼吸器科などです。

○高齢者等のインフルエンザ予防接種について、接種できる医療機関を県のホームページに掲載しています。なるべく、被接種者の健康状況をよく知るかかりつけの医療機関で接種するようにしましょう。

県ホームページ <<http://www.pref.saga.lg.jp/>>
トップページ > 健康・福祉 > 感染症・インフルエンザ予防 > 予防接種の情報 >
インフルエンザの予防接種情報

○医療機関によっては、予約が必要な場合がありますので、事前に医療機関にお問い合わせください。

(3) 接種費用

ア 一般の方

負担していただく接種費用は医療機関毎に異なりますので、かかりつけ医等に御相談ください。

イ 高齢者等

接種費用の一部が助成されますが、市町によって助成金額が異なりますので、詳しくはお住まいの市町の保健担当課にお問い合わせください。

○対象者：(ア) 65歳以上の方

(イ) 60～64歳で心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方。身体障害者手帳1級程度の方となっております。

※(イ)に該当される方は、受診時に身体障害者手帳等の提示が必要な場合があります。提示する証明書等についてはお住まいの市町によって異なりますので、詳しくは市町の保健担当課へお問い合わせください。

○助成期間：10月1日から12月末日までとなっております。

(4) 接種回数

13歳未満の方は2回、それ以外の方は原則1回

(5) 接種に当たっての留意点

かかりつけ医とよく御相談の上、予防接種を受けてください。

○副反応として、接種部位の腫れや痛み、発熱、頭痛、倦怠感等の症状がありますが、通常2～3日で治ります。

ごくまれにですが、強いけいれんや意識障害等の重篤な症状を引き起こす可能性もあります。

接種後30分は医療機関内にて安静にし、接種後24時間は激しい運動や大量飲酒は避け、体調の変化に御注意ください。

○ワクチンを接種したからといってインフルエンザにかからないわけではありませんが、重症化の予防効果が期待されます。

2 インフルエンザの予防策について

(1) 県民の皆様へ

予防（拡大防止）対策

- 石鹸でのこまめな手洗いを心がけましょう。
- 歯磨きでお口の中を清潔にしましょう。
- 食事・睡眠をしっかりとりましょう。
- 早めの予防接種を検討しましょう。
- 熱っぽいと思ったら、体温を測って体調管理をしましょう。
- 咳やくしゃみが出る時は、マスクを着用するなどの咳エチケットに努めましょう。

かかったかな？と思ったら

- 早めに医療機関を受診しましょう。
(症状が出て概ね48時間以上経過すると、ウィルスが増えすぎて薬が効かなくなる場合があります。)
- 医療機関を受診する際は、他の患者への感染防止のため、必ずマスクを着用してください。
- かかった時は、学校や職場を休み、家でゆっくり静養しましょう。

(2) 学校・幼稚園、社会福祉施設等関係者の皆様へ

- 幼児、児童生徒、入所者の発熱等の健康観察を日頃から実施してください。
教職員、施設職員は、日頃から健康管理に留意し、自身が感染源にならないようにしてください。
施設においては、面会者についてインフルエンザ様症状の有無をチェックするなど、注意喚起してください。
- 定期的に(学校であれば、休み時間のたびに)窓を開放するなど、こまめに換気を行ってください。(目安として、1時間に1回、5分程度開放)
- インフルエンザの集団発生が疑われる場合は、校医等に報告するとともに、最寄りの保健福祉事務所へ御相談ください。